

徳島県病院局と株式会社オトバンクとの「音の力」を活用した  
地域医療の充実・強化に向けた連携協定書

徳島県病院局（以下「甲」という。）と、株式会社オトバンク（以下「乙」という。）は、徳島県内の県立病院（中央病院・三好病院・海部病院）（以下「県立病院」という。）において、「音の力」を活用した新たな政策アプローチを推進し、地域医療の充実・強化に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する情報や技術・ノウハウ等を融合し、県立病院において、「音声コンテンツ」を活用し、医療現場の抱える課題やニーズを「音の力」で解決する未来志向の取組を進めることにより、「医療従事者の確保」や「患者サービスの向上」、「医師等の働き方改革」等を推進し、地域医療の充実・強化に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について、連携して取り組むものとする。

- （1） 医師をはじめとする医療従事者の確保に向けた「音声コンテンツ」を活用した県立病院の魅力発信に関する事
- （2） 「音声コンテンツ」を活用した患者サービスの向上に関する事
- （3） 「音声コンテンツ」を活用した臨床研究の実施に関する事
- （4） 「音声コンテンツ」を活用した職員のワークライフバランスの推進に関する事
- （5） 前各号に掲げるもののほか、「音声コンテンツ」を活用し、地域医療の充実・強化を図るために必要な事項

2 第1項各号に定める連携項目に係る取組について、具体的な実施事項その他の詳細については、別途甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力を円滑かつ効率的に進めるため、連絡調整や情報交換を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれかから更新しない旨の申し入れがない場合は、有効期間が満了する日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき業務上知り得た秘密情報及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく、第三者に提供若しくは漏洩してはならず、かつ第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は、前条に規定する協定終了後においても、前項に定める秘密保持の義務を負う。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じた事項については、甲、乙で協議の上決定し、必要に応じて契約書・覚書等を締結する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月18日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地  
徳島県病院局  
病院事業管理者

比畑 洋

乙 東京都文京区本郷三丁目4番6号  
株式会社オトバンク  
代表取締役社長

久保田 浩也